

文教警察企業常任委員会資料

令和2年9月16日（水）

宮崎県警察本部

目 次

1 議案

議案第9号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(防疫等作業手当)・・・資料1参照

[令和2年9月定例県議会提出議案 P43]

文教警察企業 常任委員会 資料	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部改正について（防疫等作業手当）	令和2年9月16日(水) 宮崎県警察本部
<p>1 制定理由 新型コロナウイルス感染症にかかっている被留置者に対応した場合、これに類する者として公安委員会が定めるものに係る作業であって公安委員会が定めるものに従事した場合などについて、活動実績に応じた適切な処遇がなされるよう条例を改正するものである。</p> <p>2 制定の概要 今回新設する作業手当は、警察署留置施設に収容した被留置者が新型コロナウイルス感染症患者であることが判明し、当該被留置者に対して各種作業を行った者、あるいは当該被留置者を移送又は釈放した後において当該警察署留置施設の防除作業に従事した者、さらに被留置者に類するものとして公安委員会が定める作業を行った者に対し、その作業内容に応じた額を支給する。</p> <p>3 制定する条例 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>4 条例改正案の内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>4 [略]</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための手当の特例)</p> <p>5 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）にかかっている被留置者又はこれに類する者として公安委員会が定めるもの（以下「感染被留置者等」という。）に係る作業であって公安委員会が定めるものに従事したときは、第2条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として従事日数に応じて防疫等作業手当を支給する。</p> <p>6 前項の手当の額は、従事した日1日につき、3,000円（感染被留置者等に接触して又はこれらの者と長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。ただし、感染被留置者等と接することを伴わない作業に従事した場合は、290円とする。</p> <p>7 附則第5項に規定する手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。ただし、これにより難しい場合は、公安委員会が別に定める。</p> </div> <p>5 施行期日 令和2年9月議会に上程し、公布の日から施行する予定である。ただし、議決前での感染者判明を鑑み、令和2年7月1日を適用日とする。</p> <p>6 その他 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。</p>		